

手数料表

(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30%とする。 手数料負担者は 求人者 とする。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により関係雇用主と特別に合意した場合は、その金額とする。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%を上限とする。)

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

(サーチ/スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30%とする。 手数料負担者は 求人者 とする。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により関係雇用主と特別に合意した場合は、その金額とする。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%を上限とする。)

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

(再就職支援型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30%とする。 手数料負担者は 関係雇用主 とする。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により関係雇用主と特別に合意した場合は、その金額とする。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%を上限とする。)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30%とする。 手数料負担者は 関係雇用主 とする。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とする。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%を上限とする。)

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 11-ユ-300313

名 称 アドバンスドサーチパートナーズ株式会社